

2007年4月12日

株式会社 タートルスタディスタッフ
代表取締役 三上 敏彦 殿

特定非営利活動法人 消費者機構日本
会 長 根來 泰周
理事長 品川 尚志
住所 東京都千代田区六番町15
主婦会館プラザエフ6階

申 入 れ 書

当消費者機構日本からの2006年11月17日付の「お問い合わせ」に、12月13日の到着
でご回答をいただきましたことに御礼を申し上げます。

ところで、私共は消費者契約に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費
者被害の拡大防止を図ることを目的にしていることから、いただきました「回答」につい
て、検討をいたしました。

その結果、次のような問題点があるとの結論に達しましたので、是正をいただくように
申入れいたします。

つきましては、本申入れに対する貴社の文書によるご回答を、2007年5月9日までに、
当方にご送付いただけますよう、ご要請いたします。

改めまして、貴社の誠実、真摯な対応を期待いたします。

記

I. 申入れの趣旨

1. 貴社の約款「年会費は返金しません」旨の規定を削除し、家庭教師契約の中
途解約に伴う、年会費の中途解約についての返金規定を設けること。

2. テキストについて

(1) 家庭教師の指導を受けるために必要な教材については、概要書面ならびに
契約書面において、その商品名と種類、数量について記載すること。

(2) 家庭教師の指導に使用する教材が、特定継続的役務の提供に伴う関連商品
であることから、中途解約に伴う解約規定を設けること。

II. 申入れの理由

1. 年会費の返金規定について

1) 貴社の行う家庭教師等の派遣は、「特定商取引に関する法律」（特定商取引法）に
定める特定継続的役務の指定業種に該当し、かつ契約期間および金額も政令での定
めに該当していることから、消費者への対応は特定商取引法に基づいた内容で行わ
なければなりません。

- 2) 貴社の「家庭教師のタートル先生入会申込書」によれば、入会金・年会費・テキスト・学力診断テスト・カリキュラム管理費・指導料は一体のものとして提示されています。

このことは、年会費を支払わなければ、家庭教師契約ができず、家庭教師の役務提供を受けられないことを意味していることから、年会費は独立した契約ではなく、家庭教師の役務を受領できる契約に付随した一体不可分のものであります。従って、消費者にとって、家庭教師派遣契約を解約することは、家庭教師派遣契約に関わるすべての契約を解約することを意味していることは、理の当然であります。

また、年会費の対価として、「進学情報の提供」「FAXによる学習指導」「学力診断テスト会員割引」「定期模擬テスト会員割引」「長期休暇講習費用割引」というサービス内容が示されていますが、当サービスの内容は特定継続的役務の定義規定（学力の教授）に該当するものが含まれます。故に、年会費は家庭教師指導料と合わせて一体の役務の対価であるといえることから、中途解約規定が必要となります。

しかるに、家庭教師派遣契約の解約後もそれらのサービスをオプションとして受けられることをもって、年会費の中途解約と返金を認めないことは消費者の権利を阻害するものであり、特定商取引法 49 条 2 項に違反するものであります。

- 3) 家庭教師契約の中途解約時に消費者へ明確なオプション利用の意志確認（または、すべての契約の解除についての意思確認）がなされないまま、返金しないとする規定は、家庭教師派遣契約の中途解約にあたって、特定商取引法 49 条 2 項に規定されている以上の負担を消費者に求めることになり違法です。

2. テキストについて

- 1) 特定商取引法 42 条 1 項では契約締結前の概要書面の交付を、同 2 項では契約締結時の契約書面の交付を事業者に義務付けております。

従って、家庭教師派遣にあたっての指導に必要な教材が存する場合は、その商品名・種類・数量を明記した書面が必要です。

- 2) 私共に寄せられている情報では「説明のない教材を購入させられた」とあり、貴社の回答では「テキストの購入に関しては契約者の任意であり、強制的販売ではありません」とあります。しかし、家庭教師の指導を受けるに際して、必要な教材を保持していない消費者は、それを購入しなければならないことは、理の当然といえます。

貴社の家庭教師派遣契約に伴い、家庭教師指導を受けるために必要な教材を貴社が販売し購入させることは、特定商取引法 48 条 2 項に定める関連商品となります。従って、家庭教師契約の中途解約に伴った関連商品の清算ルールについて、特定商取引法 49 条 6 項に則って規定することが必要です。

以上